

議案第14号

福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関を設置する等の必要があるによる。

福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年福岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条・第17条」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（支給審査委員会）

第16条 災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関し、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、福岡市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。